

平成 26 年 3 月 31 日制定（国空航第 1150 号）
平成 30 年 9 月 27 日一部改正（国空航第 1000 号）
令和 4 年 3 月 29 日一部改正（国空航第 3037 号）

航空局安全部
安全政策課長

外国人国際航空運送事業の許可等及び本邦内で発着する旅客等の運送の許可に係る
審査要領細則（安全関係）

第 I 章 総則

1-1 目的

本細則は、「外国人国際航空運送事業等の許可等の審査（安全関係）及び安全監視等に係る実施要領」（平成 26 年 3 月 7 日付け国空事第 5801 号、国空航第 998 号）（以下「要領」という。）に基づき、航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 129 条第 1 項の規定による外国人国際航空運送事業の許可、法第 129 条の 3 第 2 項の規定による外国人国際航空運送事業の事業計画変更の認可及び法第 130 条の 2 の規定による本邦内で発着する旅客等の運送の許可に係る安全関係の審査を行うにあたって必要な細目的事項を定めることを目的とする。

1-2 本細則の一部が適用できない場合又は他の方法によることが適当であると認められる場合には、輸送の安全を確保する上で問題ない範囲内で他の同等な方法によることができる。

第 II 章 法第 129 条の規定による外国人国際航空運送事業の許可関係

2-1 提出書類

(1) 法第 129 条第 2 項の規定により記載しなければならない事項は様式 1 のとおりとし、以下の書類を添付するものとする。

① 航空機の運航に関するもの

- 1) 申請者が国籍を有する外国（以下「運航国」という。）の航空の安全に関する責任を有する当局（以下「航空安全当局」という。）が発行した事業許可証の写し。
- 2) 運航国の航空安全当局が発行した運航に関する仕様書（国際民間航空条約（以下「条約」という。）附属書第 6 第 1 巻附録 6 第 3 項に規定されている Operations Specifications 又は同等の文書）の写し。

(2) 法第 129 条第 3 項の規定により提出を求めることができる書類は、以下のとおりとする。

① 航空機に関するもの

使用が予定されている各航空機について、添付するものとする。

- 1) 使用航空機が国籍を有する外国（以下「登録国」という。）の航空安全当局が発行した航空機登録証明書の写し。
- 2) 登録国の航空安全当局が発行した耐空証明書の写し。登録国と登録国以外の国との間に条約第 83 条の 2 の協定がある場合で、登録国以外の国の航空安全当局が耐空証明書を発行している場合には、当該国が発行した耐空証明書の写し及び当該協定の写し。
- 3) 登録国の航空安全当局が発行した騒音基準適合証明書の写し。登録国と登録国以外の国との間に条約第 83 条の 2 の協定がある場合で、登録国以外の国の航空安全当局が騒音基準適合証明書を発行している場合、当該国が発行した騒音基準適合証明書の写し及び当該協定の写し。ただし、騒音基準適合証明書によらないで条約附属書第 16 第 1 巻の騒音基準に適合していることを証明されている場合、それが証明されている文書。
- 4) 登録国の航空安全当局が発行した発動機排出物基準適合証明書の写し。登録国と登録国以外の国との間に条約第 83 条の 2 の協定がある場合で、登録国以外の国の航空安全当局が発動機排出物基準適合証明書を発行している場合、当該国が発行した発動機排出物基準適合証明書の写し及び当該協定の写し。ただし、発動機排出物基準適合証明書によらないで条約附属書第 16 第 2 巻の発動機排出物基準に適合していることを証明されている場合、それが証明されている文書。
- 5) 航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。）（以下「規則」という。）第 147 条に規定する以下の装置の装備状況を示した文書。
 - ア) 対地接近警報装置
 - イ) 航空機衝突防止装置
 - ウ) 乗組員室ドア
- 6) 使用航空機の整備の施設が、運航国の航空安全当局から当該業務を行うことについて、承認されていることを証明できる書類の写し。業務を委託している場合には、当該委託先が、運航国の航空安全当局から当該業務を行うことについて、承認されていることを証明できる書類の写し。なお、使用航空機の型式が複数ある場合において、型式毎に承認されていることを証明できる書類がある場合には、それぞれの写し。
- 7) 使用航空機の運航管理の施設が、運航国の航空安全当局から当該業務を行うことについて、承認されていることを証明できる書類の写し。業務を委託している場合には、当該委託先が、運航国の航空安全当局から当該業務を行うことに

ついて、承認されていることを証明できる書類の写し。

- 8) 部品等脱落防止措置に関する技術基準細則（平成30年9月27日付国官参事第614号）（以下「技術基準細則」という。）に定める部品等脱落防止措置についての以下の措置状況を示した文書

なお、文書には、部品等脱落防止措置について職務上明確に責任を有する者が署名をしなければならない。また、イ)については、当該措置を可及的速やかに実施する旨記載すること。

ア) 技術管理

イ-1) 部品等の脱落の防止に資する技術的資料の採用

イ-2) その他の対策

ウ) 教育訓練

② 航空機乗組員に関するもの

原則として、乗務が予定されている各航空機乗組員に関する以下の書類を添付するものとする。

- 1) 登録国の航空安全当局が発行した航空機乗組員の技能証明書において、航空機乗組員の氏名、資格、型式限定、発行国、発行機関、航空英語能力及び有効期間が記載されているものの写し。登録国と登録国以外の国との間に条約第83条の2の協定がある場合で、登録国以外の国の航空安全当局が技能証明書を発行している場合には、当該国が発行した技能証明書の写し及び当該協定の写し。
- 2) 登録国の航空安全当局が発行した航空機乗組員の航空身体検査証明書において、航空機乗組員の氏名、資格、発行国、発行機関及び有効期限が記載されているものの写し。登録国と登録国以外の国との間に条約第83条の2の協定がある場合で、登録国以外の国の航空安全当局が航空身体検査証明書を発行している場合には、当該国が発行した航空身体検査証明書の写し及び当該協定の写し。
- 3) 航空機乗組員の訓練を行う施設が、運航国の航空安全当局から当該業務を行うことについて、承認されていることを証明できる書類の写し。業務を委託している場合には、当該委託先が、運航国の航空安全当局から当該業務を行うことについて、承認されていることを証明できる書類の写し。なお、使用航空機の型式が複数ある場合において、型式毎に承認されていることを証明できる書類がある場合には、それぞれの写し。

- ③ 上記に掲げるもののほか、使用航空機の運航が安全に関する我が国の基準に適合していることを確認するために必要なものとして、国土交通省航空局安全部安全政策課長又は航空安全推進室長が提出を求めるもの。

(3) 添付書類の省略

(2)に規定した書類のうち、以下の場合、書類の添付を一部省略できるものとする

る。

- ① 使用航空機について、申請日の前年度以降に、法第 130 条の 2 に基づく許可を受けたことのある航空機と同一の航空機を使用する場合であって、内容に変更がない場合には、(2) ② 3) に規定した書類。
- ② 航空機乗組員について、申請日の前年度以降に、法第 130 条の 2 に基づく許可を受けたことのある航空機の航空機乗組員であり、同一の型式の資格に関する書類を提出している場合であって、資格の内容に変更がない場合には、(2) ② 1) 及び 2) に規定した書類。

2-2 審査基準

様式 1 に記載された事項及び 2-1 に規定する添付書類に基づき、法の規定に適合していることについて審査を行う。なお、事業許可証等の発行国、航空機の登録国、耐空証明書が発行国及び航空機乗組員の技能証明書の発行国が、国際民間航空機関（以下「ICAO」という。）から航空機の運航に関する重大な安全上の懸念（以下「SSC」という。）があると指摘されている場合には、要領のⅢ. 1 項に基づき、ICAO が当該国に対し SSC があると締約国に公表してから SSC の指摘が解除され、かつ、我が国が、SSC に対し当該国がとった具体的な是正措置の内容を確認できるまでの間、審査を行わない。

(1) 航空機の運航に関するもの

① 事業許可証関係

- 1) 発行国、発行機関が、それぞれ、運航国、運航国の航空安全当局であること。
- 2) 有効期限が付されている場合には、申請時において有効期限内であること。
- 3) 事業許可証に記載された運航者名は、当該運航者であること。
- 4) 商業航空を承認する旨が記載されていること。なお、事業許可証に記載のない場合には、「② 運航に関する仕様書」において記載されていること。
- 5) 航空安全当局の責任者等のサイン又は印が記されていること。

② 運航に関する仕様書関係

- 1) 発行機関が事業許可証を発行した航空安全当局であること。
- 2) 事業許可証番号は、事業許可証に記載されたものと合致すること。
- 3) 航空機型式は、事業計画上の記載内容に合致すること。
- 4) 運航の形態（旅客・貨物等）は、事業計画上の記載内容に適合すること。
- 5) 運航の地域は、事業計画上の記載内容に適合すること。
- 6) 航空安全当局の責任者等のサイン又は印が記されていること。

(2) 航空機に関するもの

① 航空機登録証明書関係

- 1) 発行国、発行機関が、それぞれ、登録国、登録国の航空安全当局であること。
- 2) 国籍、登録記号及び航空機型式は、事業計画上の記載内容に合致すること。

② 耐空証明書関係

- 1) 発行国、発行機関が、それぞれ、航空機の登録国、登録国の航空安全当局であること。
- 2) 発行国が、登録国以外の国である場合、両国間に条約第 83 条の 2 に基づく協定が締結されていることが確認できること。
- 3) 国籍、登録記号及び航空機型式は、航空機登録証明書の記載内容に合致すること。
- 4) 有効期限が付されている場合には、申請時において有効期限内であること。

③ 騒音基準関係

使用航空機の騒音について、条約附属書第 16 第 1 巻の基準に適合していることを確認できること。

1) 騒音基準適合証明書による場合

- ア) 発行国、発行機関が、それぞれ、登録国、登録国の航空安全当局であること。
- イ) 発行国が、登録国以外の国である場合、両国間に条約第 83 条の 2 に基づく協定が締結されていることが確認できること。
- ウ) 国籍、登録記号及び航空機型式は、航空機登録証明書の記載内容に合致すること。

2) 耐空証明書による場合

- ア) 騒音基準適合証明が、発行国の航空法規、航空安全当局の通知文書、その他文書により耐空証明書に統合されていることを確認できること。
- イ) 発行国が、登録国以外の国である場合、両国間に条約第 83 条の 2 に基づく協定が締結されていることが確認できること。

3) その他の書類による場合

申請者の飛行規程等により、航空機騒音基準に適合していることが確認できること。

④ 発動機排出物基準関係

使用航空機の発動機の排出物について、条約附属書第 16 第 2 巻の基準に適合していることを確認できること。

1) 発動機排出物基準適合証明書による場合

- ア) 発行国、発行機関が、それぞれ、登録国、登録国の航空安全当局であること。
- イ) 発行国が、登録国以外の国である場合、両国間に条約第 83 条の 2 に基づく協定が締結されていることが確認できること。
- ウ) 国籍、登録記号及び航空機型式は、航空機登録証明書の記載内容に合致すること。

2) 耐空証明書による場合

- ア) 発動機排出物基準適合証明が、発行国の航空法規、航空安全当局の通知文書、その他文書により耐空証明書に統合されていることを確認できること。
- イ) 発行国が、登録国以外の国である場合、両国間に条約第 83 条の 2 に基づく

協定が締結されていることが確認できること。

3) その他の書類による場合

ア) 使用航空機の型式証明データシート及び当該航空機の発動機の型式証明データシートにより、発動機排出物基準に適合していることが確認できること。

イ) 外国から輸入された航空機である場合には、輸入元の外国が発行した輸出耐空証明書により、上記ア)の航空機及び発動機の型式証明データシートの確認がとれること。

ウ) 航空機製造者マニュアル等に基づき、使用航空機及び当該航空機の発動機が整備されていることを確認できること。

⑤ 装置の装備状況関係

1) 対地接近警報装置

規則第 147 条第 4 号に規定されているものが装備されていること。

2) 航空機衝突防止装置

規則第 147 条第 5 号に規定されているものが装備されていること。

3) 乗組員室ドア

規則第 147 条第 6 号に規定されているものが装備されていること。

⑥ 整備の施設関係

1) 航空機の整備を行う施設は、運航国の航空安全当局から承認されていること。

2) 日本において、整備を委託する場合には、委託先が確保されていること。

⑦ 運航管理の施設関係

1) 航空機の運航管理を行う施設は、運航国の航空安全当局から承認されていること。

2) 日本において、運航管理を委託する場合には、委託先が確保されていること。

⑧ 部品等脱落防止措置関係

1) 技術管理

技術基準細則で求める技術管理の体制が構築されていることを確認できること。

2) 技術的措置

2-1) 部品等の脱落の発生の防止に資する技術的資料の採用

技術基準細則で求める技術的資料が採用されていることを確認できること。

2-2) その他の対策

技術基準細則で求める事項が策定されていることを確認できること。

3) 教育訓練

技術基準細則で求める教育訓練に関する事項が定められていることを確認できること。

(3) 航空機乗組員に関するもの

① 技能証明書関係

- 1) 発行国、発行機関が、それぞれ、登録国、登録国の航空安全当局であること。
 - 2) 発行国が登録国以外の国である場合、両国間に条約第 83 条の 2 に基づく協定が締結されていることが確認できること。
 - 3) 当該運航に必要な資格及び型式限定であること。また、当該資格、型式限定に有効期限がある場合は、申請時において有効期限内であること。
- ② 航空身体検査証明書関係
- 1) 発行国、発行機関が、それぞれ、登録国、登録国の航空安全当局であること。
 - 2) 発行国が登録国以外の国である場合、両国間に条約第 83 条の 2 に基づく協定が締結されていることが確認できること。
 - 3) 当該運航に必要な航空身体検査証明書であること。また、申請時において有効期限内であること。
- ③ 航空英語能力証明関係
- 国際運航に必要とされる言語能力レベルであり、申請時において有効期限内であること。
- ④ 航空機乗組員の訓練の施設関係
- 航空機乗組員の訓練を行う施設は、運航国の航空安全当局から承認されていること。
- (4) その他
- 2-1 (2) ③に関する内容が、我が国の基準に適合していること。

第三章 法第 129 条の 3 第 2 項の規定による事業計画変更の認可関係

3-1 提出書類

規則第 233 条の 2 の規定により記載しなければならない事項及び法第 134 条第 1 項の規定により提出を求めることができる書類は、以下のとおりとする。

- (1) 使用航空機について、これまで本邦内に発着したことの無い型式の航空機（本邦内に発着したことのある航空機と同一系列型であり、かつ、航空従事者の技能証明の変更を伴わない型式（以下「同一型式」という。）以外のものをいう。）を使用する場合、様式 1 に必要事項を記載し、2-1 (1) 及び(2)に規定する書類のうち変更しようとする事項に関するものを添付すること。
- (2) (1) 以外の変更の場合、様式 1 に準じた内容について記載し、2-1 (1) 及び(2)に規定する書類のうち変更しようとする事項に関する書類を添付すること。なお、申請日の前年度以降に法第 129 条第 1 項若しくは法第 130 条の 2 の規定による許可若しくは法第 129 条の 3 第 2 項の規定による認可を受けたことのある内容と同一の内容に変更する場合においては、添付書類を省略できるものとする。

3-2 審査基準

提出された書類について、2-2の規定を準用し審査を行う。

第IV章 法第130条の2の規定による本邦内で発着する旅客等の運送の許可関係

4-1 提出書類

(1) 規則第234条の2の規定により記載しなければならない事項は、様式1を準用し、2-1(1)及び(2)に規定する書類を添付するものとする。

ただし、2-1(2)①8)に規定する書類は、以下のとおりとする。

- ① 外国人国際航空運送事業者が、申請日において法第129条第1項の許可を受けている航空機を使用する場合、又は当該申請の申請便数と申請の最終運航月から12ヵ月遡った間に法第130条の2の規定による許可を受けた便数の合計が103便を超える場合は、2-1(2)①8)に規定する書類を添付するものとする。
- ② 4-1(1)①以外の場合は様式1別添1に規定する書類を添付するものとする。

(2) 添付書類の省略

- ① (1)に規定した書類のうち、申請日の前年度以降に法第130条の2に基づく許可を受けたことのある航空機と同一型式の航空機を使用する場合には、2-1(2)①6)及び7)並びに2-1(2)②3)に規定した書類の添付を省略できるものとする。
- ② 外国人国際航空運送事業者が、申請日の前年度以降に法第129条第1項又は法第130条の2の規定による許可若しくは法第129条の3第2項の規定による認可を受けたことのある内容と同一の内容の運送をしようとする場合においては、添付書類を省略できるものとする。

4-2 審査基準

(1) 様式1に記載された事項並びに添付された書類について、2-2(2-2(2)⑧を除く。)の規定を準用し審査を行う。

(2) 4-1(1)ただし書きに規定する書類について、以下のとおり審査を行う。

- ① 外国人国際航空運送事業者が、申請日において法第129条第1項の許可を受けている航空機を使用する場合、又は当該申請の申請便数と申請の最終運航月から12ヵ月遡った間に法第130条の2の規定による許可を受けた便数の合計が103便を超える場合は、2-2(2)⑧の規定を準用し審査を行う。
- ② 4-2(2)①以外の場合は様式1別添1で求める事項が定められていることを確認できること。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成 30 年 9 月 27 日）

1. この要領は、平成 31 年 3 月 15 日から適用する。
2. この要領の施行の際現に法第 129 条第 1 項の許可を受けている者は、航空法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年国土交通省令第 61 号）による改正後の航空法施行規則第 232 条第 1 項第 7 号への規定により新たに事業計画に記載すべき事項となった事項については、平成 31 年 3 月 29 日までに、法第 129 条の 3 第 2 項の規定に基づく変更の認可を受けなければならない。

附 則（令和 4 年 3 月 29 日）

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。